

中国外為管理の2つの枠組み

人民元を自由に交換できる取引と、登記が必要な取引

ゾーン1

経常取引（current account）

- 貨物貿易
- サービス
- 所得

証憑書類があれば自由に交換可能

ゾーン2

資本取引（capital account）

- 登録資本の払込
- 対外借入（外債）
- 直接投資

登記を経て、限度額の範囲内でのみ可能

両方に共通する要件：取引の真正性

国家外為管理局（SAFE）「資本項目外匯業務指引（2024年版）」

外為登記を実際に行うのは誰か

13号通知（匯発〔2015〕13号）により登記業務は銀行へ移管

2015年6月1日から



外商投資企業（FIE）

取引銀行に書類を提出



指定取扱銀行

書類を審査し、システムにデータを入力



国家外為管理局（SAFE）

資本取引情報システムを通じた間接監督



SAFEの書類受付窓口

存在しない

重要

取扱銀行の拒否は、事実上、当局の拒否に等しい

資本受入時の外為登記

営業許可証から最初の業務上の支払いまでの3ステップ

口座開設後、最長30日

ステップ1

資本金口座の開設

営業許可証の取得後。口座がなければ資本金は払い込めない



ステップ2

外為登記

取扱銀行がFIEの情報をSAFEのシステムに入力



ステップ3

資本金の払込と人民元への両替

支出に応じて、実際の費用にひもづけて両替

登録資本（registered capital）は設立登記日から5年以内に払い込む必要がある

中国の会社に資金を供給する2つの方法

資本金は引き出せず、借入は登記と上限の対象

登録資本

- 期限のない出資
- 5年以内に払込
- 引き出し不可
- 還元は配当のみ

株主からの対外借入

- クロスボーダー債務として登記
- 非金融企業の過少資本上限は**2:1**
- 金融企業は**5:1**
- 上限超過分の利息は企業所得税の損金に算入不可

未登記の借入

元本の受入も利息の支払いも銀行が処理しない

經常取引の支払いで銀行が確認すること

貨物は出荷書類で、サービスは金額の根拠で証明

ルート1

貨物代金の支払い

- ✓ 契約書とインボイス
- ✓ 貨物関連書類
- ✓ 船荷証券、通関申告書
- ✓ 実際の出荷の証明

ルート2

サービス対価の支払い

- ✓ 契約書とインボイス
- ✓ 金額の根拠
- ✓ 源泉税：10% + 間接税
- ✓ 中国側の支払者が源泉徴収義務者（withholding agent）として徴収

新規取引先への初回支払いは審査が厳しい

2〜3営業日長くかかる

中国から配当を送金する4つの条件

各段階をSAFEの監督下で銀行が確認

10% → 5%

1

年次決算の監査

分配可能利益を確認

2

欠損補填と準備金

過年度の欠損を補填し、年間利益の10%を法定準備金に積立（登録資本の50%まで）

3

納税

企業所得税を納付し、配当の源泉税を徴収

4

支払いの税務届出

対外送金の届出書類を提出

源泉税の基本税率は10%

投資家の国との租税条約により軽減でき、一部の条約では持株比率25%以上かつ受益者（beneficial owner）の場合、5%まで引き下げられる

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169